

催事・プロモーション申請書

平成 年 月 日

日本開発株式会社 御中

住 所
会社名（実施者）
代表者名
運営責任者名
連絡先

印

末尾記載の利用規約及び日本開発株式会社からの指示事項を承諾のうえ、下記実施要覧表のとおり、催事・プロモーションを実施させて頂きたく申請致します。

【実施要覧表】

日時	期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()	計 日間
	時間	時 分 ~ 時 分頃	通し・回/日
使用場所			
内容及び実施方法 (詳細記入下さい)			
什器の使用	有 ・ 無		
電気・水の使用	有 ・ 無		
火気・危険物の使用	有 ・ 無		
所定使用料	@ ¥ × 日間 = 円 (税込・共用部電源使用料含む)		
支払方法	振込先：みずほ銀行 日本橋支店（普） 1042960 日本開発株式会社		
	振込期日：平成 年 月 日 ※開催日の前日までに		

【利用規約】 平成24年11月15日改定

- 第1条 実施者は実施要覧表記載の期間、時間、場所、内容及び実施方法を厳守のうえ、ビル管理規約に従い催事・プロモーションを行うものとし、日本開発株式会社（以下「甲」という）の承諾なくしてこれを変更してはならない。
- 第2条 実施者は実施要覧表記載の所定使用料を指定の方法により、甲に対して指定の期日までに支払うものとする。
- 第3条 甲の承認後は、実施者の都合による実施日程の変更・キャンセルについては認めない。この場合、支払われた所定使用料は返還しないものとする。
- 第4条 甲は、催事・プロモーションの実施において実施者又はその従業員、代理人、請負人等と、顧客又は第三者との間に生じたトラブル、事故等については一切その責を負わないものとする。また、甲の責に帰することの出来ない火災、盗難、偶発事故、諸設備の故障、その他事由により生じた実施者側の損害、及び共用部分の修繕・改修に基づく使用停止により生じた損害については一切その責を負わない。
- 第5条 実施者は、使用場所の全部または一部を他に転貸又は継続的に占有させる行為をしてはならない。
- 第6条 甲及び甲の従業員又は甲の指定する者は、建物の保守・保全保安管理のため使用場所に随時立ち入ることが出来るものとする。
- 第7条 実施者は実施要覧表に記載する期間の終了時まで、実施者の費用負担により使用場所に設置した造作・設備、及び運び入れた物品等全てを撤去し、清掃のうえ使用場所を原状に復して甲に明渡さなければならない。なお、完全なる明渡しが遅延した場合は、実施者は甲に対し遅延損害金として1日あたり所定使用料の倍額を即時支払わなければならないものとする。
- 第8条 実施者は、甲より提供を受けた機密情報、個人情報に関しては甲の承諾なくして第三者に開示してはならない。
- 第9条 実施要覧表記載の期間に関しては、甲の承認後においても甲の判断により任意に変更及び中止を実施者に求めることができるものとし、実施者はこれに従わなければならない。この場合、これに起因して生じた損害については甲は一切の責を負わないものとする。

【指示事項】

・一般顧客の通行の妨げにならない様十分配慮すること。

承認印

受付印